

神津島村告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、神津都市計画臨港地区の決定をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により縦覧に供する。

令和2年11月20日

東京都神津島村長 前田 弘

1. 都市計画の種類及び名称

神津都市計画臨港地区の決定

2. 位置

神津島港臨港地区

3. 区域

別図のとおり

4. 関係図書の縦覧場所

神津島村役場 総務課（東京都神津島村904番地）